

茨木市

産業振興

アクションプラン(案)

令和4年(2022年)度～令和6年(2024年)度

令和4年(2022年)3月

茨木市

目 次

第1章 アクションプラン改定の基本的な考え方 ······	1
1. 改定の背景 ······	1
2. 位置づけと期間 ······	2
1) 位置づけ ······	2
2) 計画期間 ······	3
 第2章 基本理念と基本方針 ······	4
1. 基本理念 (Something New) ······	4
2. 基本方針 (方向性) ······	4
 第3章 本市産業の現状と課題 ······	6
1. 本市産業の現状 ······	6
1) 特徴 ······	6
2) 産業に係る社会情勢の変化 ······	8
2. 本市産業の課題 ······	9
1) 令和元年度現況調査の結果 ······	9
2) 後期アクションプランの総括 ······	11
3. 現状と課題を踏まえた今後の支援の方向性 ······	13
 第4章 第5次総合計画の実現に向けた取組 (方向性) と成果指標 ······	15
1. 本アクションプランの体系 ······	15
2. 第5次総合計画におけるアクションプランの位置づけ ······	16
3. 基本取組と成果指標 ······	17
 第5章 推進体制のあり方 ······	25
1. 推進体制の基本的な考え方 ······	25
2. 本プランの推進にあたって市が担うべき役割 ······	25
 参考資料 ······	26
1. 産業振興アクションプラン改定の体制 ······	27
2. 産業振興アクションプラン改定の主な経過 ······	27

第1章 アクションプラン改定の基本的な考え方

1. 改定の背景

本市では、平成22年3月、おおむね10年先を見据えた市内産業の継続的な発展に向けた指針として、「茨木市産業振興ビジョン」を策定し、『人と人との「つながり」を大切にするとともに、事業者の「こだわり」と「頑張り」で「新しい価値(Something New)」を生み出すことをめざす』ことを基本に、産業振興に向けた取組の方向性を示しました。

また、翌年3月には、ビジョン計画期間の前半にあたる3～5年を目途とした取組内容や推進体制を示す行動計画として「茨木市産業振興アクションプラン」（前期）を策定し、早期に着手する5つの重点施策を中心に、産業振興に関する取組を展開してきました。

そして、平成27年度、前期アクションプランの策定から5年が経過し、本市の環境にも変化が生じたことを踏まえ、更なる飛躍をめざし、産業振興アクションプランの改定を行いました。

ビジョンで目途としていた10年を経過し、市産業を取り巻く情勢も大きく変化していることから、ビジョン及びアクションプランの見直しを行うこととし、令和元年度には、見直しの基礎資料とするための現況調査を実施しました。

令和2年度、後期アクションプランの計画期間の終期を迎える予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、本市産業も非常に深刻な影響を受け、社会経済状況も大きく変化したことから、改定作業を見合させました。

そして今般、令和元年度の調査結果から導かれる課題とこれまでのアクションプランの推進状況、新型コロナウイルス感染症拡大による変化等を踏まえて、令和4年4月を始期とする改定プランを策定しました。

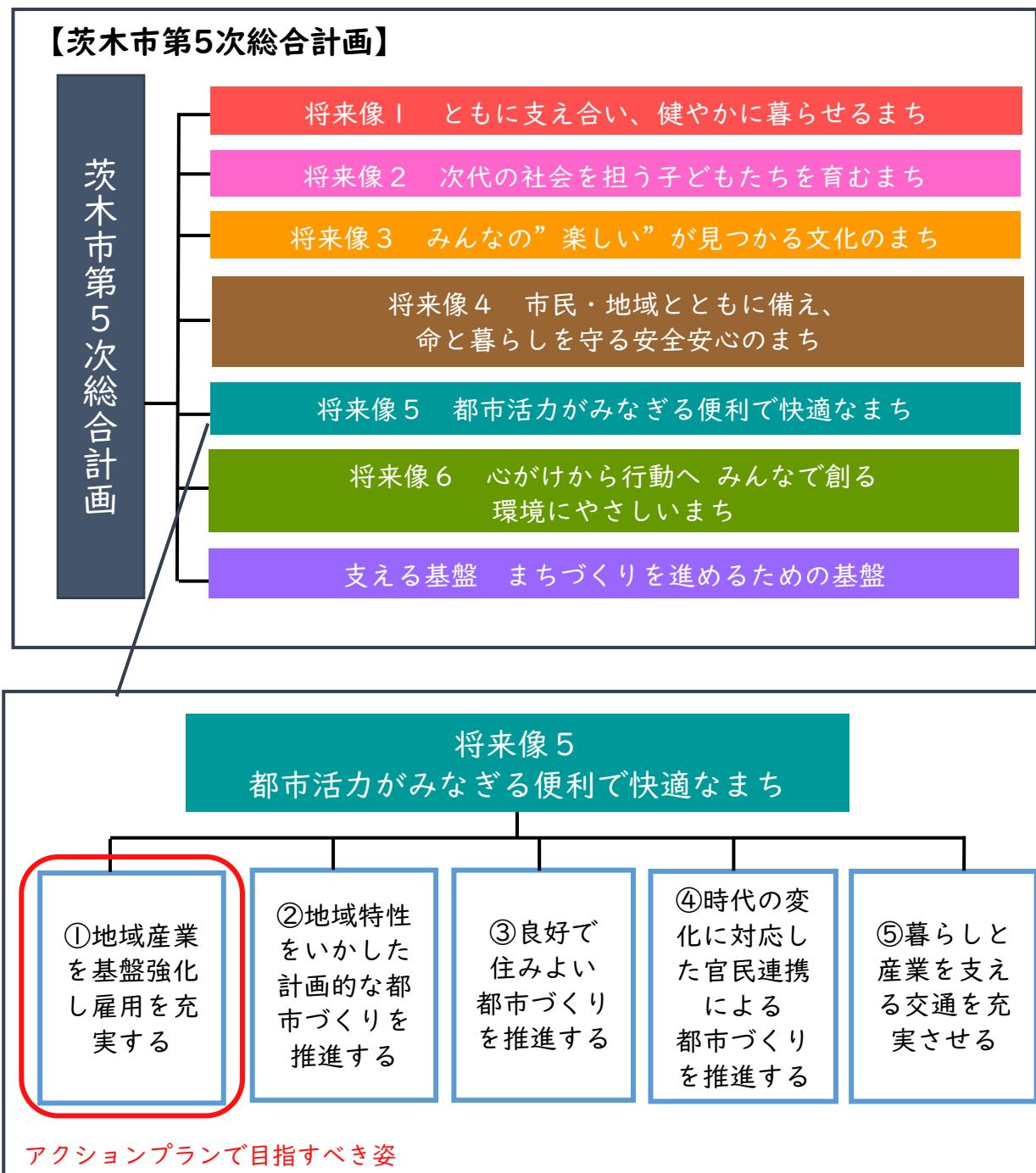
今回の改定では、ビジョンの基本理念を引き継ぎつつ、「茨木市第5次総合計画」を指針として、そこに位置付ける将来像の実現をめざして、整理・検討を行いました。

したがって本プランの計画期間についても、総合計画の終期である令和6年度までとし、その間の実行計画を示しています。

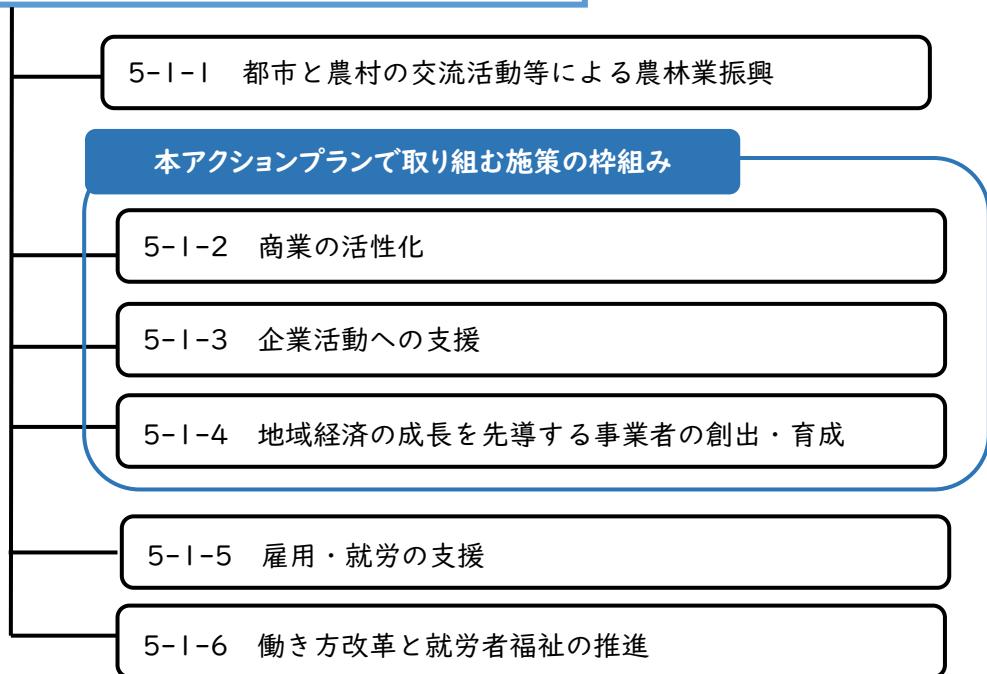
2. 位置づけと期間

(1) 位置づけ

茨木市第5次総合計画の経済・産業分野で掲げる「まちの将来像」の実現に向け、今後3年間の取組内容を示すものです。



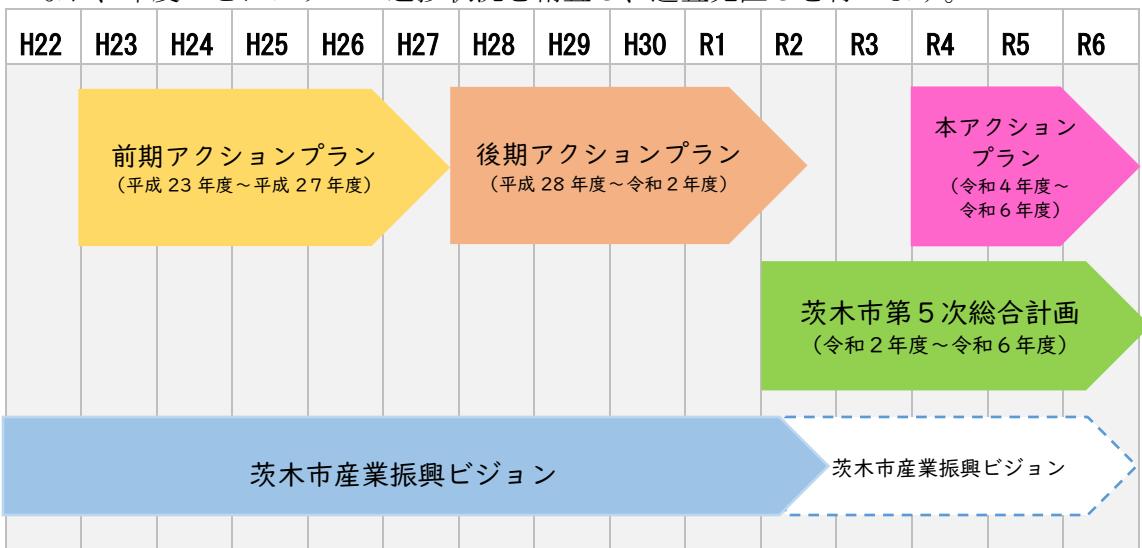
①地域産業を基盤強化し雇用を充実する



(2) 計画期間

第5次総合計画との整合を図り、令和4年（2022年）度から令和6年（2024年）度までの3年間とします。

なお、年度ごとにプランの進捗状況を精査し、適宜見直しを行います。



第2章 基本理念と基本方針

1. 基本理念（Something New）

平成21年度に策定した産業振興ビジョンにおいて、産業振興に対する基本的な考え方（基本理念）を位置付けました。現在においても本市産業の発展に重要な考え方であることから、その理念を継承し、茨木市第5次総合計画に定める将来像の実現に向けて取り組みます。

〈産業振興ビジョン（平成21年度策定）より抜粋〉

市民の生活やまちの発展を支える産業を活性化させるには、産業構造や社会構造、人の価値観などの様々な変化に対応していかなければなりません。

特に事業活動においては、競合相手に対して自社・自店の優位性を築くために、これまで事業者のみなさんが続けてきた「こだわり」や「がんばり」に加えて、人と人との「つながり」の中から、新たな行動のきっかけとなる気づきを得ることで、現状の強みを活かしつつ、「新しい何か（Something New）」を生み出していくことができるのです。

本市産業振興ビジョンでは、市内でSomething Newを生み出すための取組を応

2. 基本方針（方向性）

これまでのアクションプランの基本方針を継承し、引き続き「茨木らしさ」を主眼においていた実効性のある産業振興に取り組みます。

基本方針① 民間の主体性を活かした取組を推進します

産業の担い手は、民間の事業者です。市や商工会議所等の支援機関は、産業振興を推進するサポーターとして、事業者の交流や連携の促進、事業活動の支援などに取り組み、民間の主体性を活かした産業の振興を推進します。

基本方針② 「人のつながり」を基盤とした産業振興を図ります

ビジネス関係の交流を広げる機会や、産学連携に取り組みやすい環境づくりなど「人のつながり」を生み、育てるとともに、産業振興に資する取組に発展させるための仕組みの充実を図ります。

基本方針③ 「産業価値」に対する市民の認知向上を図ります

市民が「市内にどのような産業があるのか」を知る機会や、市民と事業者がつながる機会を増やし、本市を支える産業価値の認知を高めることで、市民の生活満足度やまちへの愛着心の向上にもつなげます。

基本方針④ 市内でがんばり、チャレンジする事業者・人を支援します

外的環境の変化に対応し、事業活動の価値や生産性の向上に向けた取組を支援し、市内事業者の活力の維持、拡大につなげます。また、新たな事業創出に向け、市内の起業、創業といったチャレンジを切れ目なく支援します。

第3章 本市産業の現状と課題

1. 本市産業の現状

(1) 特徴

本市の特徴として、以下のような点が挙げられます。

産業構造や地域経済の特徴・動向	<ul style="list-style-type: none">●交通の要衝にある本市には、倉庫業等の流通関連企業が多く立地されてきました。近年においても大型の物流拠点が複数進出し、今後もさらなる発展が期待されます。●南部には大阪府中央卸売市場があり、産業大分類別にみると、市内の事業所数、従業者数ともに「卸売業、小売業」の構成比が最も多く、全体の20%以上を占めています。(平成28年経済センサス-活動調査)●彩都地域においては、西部地区のライフサイエンスパークで研究開発施設の集積が進み、大阪北部地域におけるバイオクラスター形成の中核を担うエリアとして発展しています。また、東部地区においては、新たに複数の企業が進出するなど、さらなる発展が期待されています。
高い交通利便性	<ul style="list-style-type: none">●名神高速道路、近畿自動車道などの国土幹線が通り、JR京都線、阪急京都線、大阪モノレールといった鉄軌道網、市内外を運行するバス網が整備され、広域的な交通条件に恵まれています。●平成29年12月には新名神高速道路が開通、また平成30年春にはJR総持寺駅が開業し、ますます交通の利便性が高まりました。
大学等の知的資源の集積	<ul style="list-style-type: none">●本市には多くの大学があり、高等教育機関の立地が充実しています。立命館大学(平成27年4月)、追手門学院大学茨木総持寺キャンパス(平成31年4月)は、ともに工場跡地に開設され、新しいまちづくりの契機となりました。●地域の活性化を図ることを目的に、市内外の大学等と協定を締結し、相互に連携、協力をしています。
人口の動向	<ul style="list-style-type: none">●本市の人口のピークは、2025年(令和7年)に推定28.4万人と見込んでおり、その後、減少に転じ、2045年(令和27年)には26.6万人まで落ち込む見込みです。

	<p>●年齢 3 区別では、本市は国や大阪府と比べて、15 歳未満の割合が高く、65 歳以上の割合が低く推移していますが、2040 年（令和 22 年）には国・大阪府と同様に概ね 3 人に 1 人が高齢者になることが見込まれ、人口構造の変化を注視する必要があります。</p>
まちづくりに関する動き	<p>●中心市街地における都市機能の増進及び経済活動の促進に向け、中心市街地活性化基本計画を策定し、令和元年 12 月に国の認定を受けました。計画に位置付ける事業を推進する、新たなまちづくりの主体として、令和元年 8 月にまちづくり会社が設立されました。</p> <p>今後中心市街地において、様々な主体をつなぎながら、まちの活性化に取り組む予定です。</p> <p>●市民会館跡地エリアは、「育てる広場」をキーコンセプトとした活用検討を進めており、令和 5 年度には、新施設を含む第 1 期エリアの完成を予定しています。</p> <p>自然・文化的要素を備えた南北軸（元茨木川緑地）と、にぎわいや交流などの都市的要素を備えた東西軸が交わる場所に立地しており、中心市街地のまちづくりを牽引する起点となることが期待されています。</p>

(2) 産業に係る社会情勢の変化

産業において、近年下記のような動きがみられます。

国における産業振興施策の動向	<ul style="list-style-type: none">●働き方改革の推進 労働者が個々の事情に応じて多様で柔軟な働き方を選択できるようにするために、2019年4月から「働き方改革関連法」が順次施行されています。本市においても、働きやすい職場づくり推進事業所認定制度を創設し、労働環境の整備に向けた取組を推進しています。●先端設備等導入計画の認定 中小企業者が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るために作成する計画で、国から「導入促進基本計画」の同意を受けている市町村において行う事業について市から計画の認定を受けることで税制支援等を受けることができます。本市においても同基本計画を策定し、「先端設備等導入計画」の申請を受け付けています。●地域未来投資促進法 事業者が、市町村及び都道府県が策定した基本計画に基づいて「地域経済牽引事業計画」を策定し、都道府県知事の承認を受けることによって、税制・金融による支援措置や規制の特例措置など、国の各種支援を受けることができる制度です。本市では、大阪府とともに基本計画を策定し、国の同意を得ています。
新型コロナウィルス感染症の拡大	<ul style="list-style-type: none">●社会経済への影響 2020年（令和2年）以降、新型コロナウィルス感染症の世界的な拡大を受け、日本においても度重なる緊急事態宣言の発令や外出自粛などにより、社会経済活動が大きく停滞し、深刻な影響を受けています。●「新しい生活様式」への転換 Withコロナ・Afterコロナを見据えて、感染対策だけでなく、非接触での商品・サービスの提供や、企業におけるテレワーク推進など、事業活動においても「新しい生活様式」への対応が進められています。

2. 本市産業の課題

プラン改定の基礎資料とするために実施した現況調査の結果と、後期アクションプランに基づく5年間の取組の総括から、本市産業の課題を抽出します。

(1) 令和元年度現況調査の結果

プランの改定に先立ち、前回のプラン改定時からの経年変化や、市内事業者の現況を把握するため、以下の調査及び統計データを基にした本市産業の分析を実施しました。

【調査内容】

	調査対象	有効回収率	実施期間
事業所 アンケート	茨木市内の事業所 3,500 か所 (本社・本店または単独事業所※1)	回収数 796 有効回答率 25.6%	令和元年 7月～8月
商店街 アンケート	市内の商店街 21 か所	回収数 14 有効回答率 66.7%	令和元年 8月
大学・短大 アンケート	茨木市内をはじめ、大阪府内・北摂地域に立地する大学・短大 24 機関	回答数 22 機関※2 回収率 91.7%	令和元年 10月
産業支援機関 アンケート	大阪府下の産業支援機関 11 か所	回答数 11 か所	令和元年 10月

※1 調査は 10 業種（建設業／製造業／情報通信業／運輸業（運送業・倉庫業等）／卸売業／小売業／医療、福祉／教育、学習支援業／飲食サービス業／サービス業）に絞り、経済センサス活動調査（平成 28 年）の調査票情報から、業種・規模のバランスに考慮し、抽出。

※2 大学・短大双方がある期間を 1 団体としてカウントすると、回答数は 19 機関となる。

【課題と分析結果の概要】

I. 小規模事業者・商店街の衰退の懸念

●小規模事業者の厳しい景況

- ・売上高が減少している事業者が半数近くを占める。
- ・7割近くが廃業予定もしくは事業承継先が決まっていない。（事業主の年齢が 50 歳以上）

●商店街の集客力の低下

- ・「集客力ある店舗の不足」や「店主の高齢化」が課題として多く挙がっている。
- ・来街者減少の傾向にある商店街も複数あり、商業集積機能やエリアの魅力が低下している懸念がある。

●民間消費が市外に流出している傾向

- ・所得面では市外からの流入が大きい（市外への勤務者が多い）が、民間の消費は市外への流出が発生している。
- ・流入した所得が市内の企業に還流されず、市内での企業等の生産販売活動に繋がりにくい状況と考えられる。
- ・生活密着サービスは、売上高・利益ともに減少している事業者の割合が高いが、住環境が良く市民のニーズもあり、伸びしろがある。

II. 企業の定着・成長および主要産業による波及が望まれる

●事業用地の確保

- ・10人以上の事業所では、市内で新たな用地確保を望む事業者が3割程度あった。
- ・建設業、製造業、運輸業では、事業拡大に向けた用地確保が課題となっている懸念がある。

●人材の確保・育成

- ・7割以上の事業者が、人材確保や人材育成の取組を実施しているにもかかわらず、人材の確保や育成を課題（不十分）と考える事業所が6割を超えている。

●基盤産業（*1）・成長産業（*2）の発展と波及拡大

- ・他産業への経済波及や雇用の創出が重要

◇ (*1) 化学工業、食料品製造業、プラスチック製品製造業などの成長ものづくり分野

◇ (*2) ライフサイエンス分野

- ・ライフサイエンス分野については、インキュベーション施設で成長した企業の、市内定着に向けた用地の確保が課題。

III. 事業活動における連携が進んでいない

●取組実績・事業者の意向が低い

- ・大学等との連携は、連携実績や意向がある事業者は少なく、5年前の調査時からあまり変化がない。

- ・事業者間連携についても、無関心な事業者の割合が高い。
- ・地域産業の活性化には域内での事業者間取引も重要だが、企業の投資・事業者間取引いずれにおいても、市外への流出が発生している。

●連携を生み出す仕掛けとその周知が不十分

- ・交流や連携の促進を目的とした事業を含め、行政の支援施策の認知・利用の割合は低い。

(2) 後期アクションプランの総括

後期アクションプラン（平成 28 年度～令和 2 年度）に基づくこれまでの取組について、その体系に基づいて振り返りました。

【後期産業振興アクションプラン（平成 28 年度～令和 2 年度）の施策体系】

産業振興ビジョンの重点取組		後期アクションプランで取り組む施策
1 成長をめざす事業者の活力向上	1) 事業活動の価値向上	(1) 市内事業者の事業活動への支援の充実 (2) 産業活性化や高付加価値化等につながる事業者主体の取組の促進 (3) 設備等の環境対応促進と環境産業関連情報の提供
	2) 創造的機能の集積と企業立地の促進	(1) 創造的機能の強化に向けた取組の充実 (2) 市内事業者に対する操業継続の支援 (3) 企業立地の促進への支援
	3) 起業の促進と成長支援	(1) 起業・創業に触れる機会づくり【重点取組 1 】 (2) 起業・創業の支援の充実【重点取組 1 】 (3) 起業後のフォローアップ【重点取組 1 】
2 支える機能の充実 暮らしや地域社会を 市民の快適な	1) まちのにぎわい創出	(1) 商店の魅力アップ支援 (2) 人が集まり、滞留する仕掛けづくり
	2) 地域の生活支援と快適性の向上	(1) 商店街等による生活支援サービスの取組支援 (2) 商店街等における生活利便施設等の整備支援
	3) 地元産農産物の流通の促進	(1) 消費者と生産者の交流の促進 (2) 農商工連携の促進
3 産業を活性化させる基盤づくり	1) 連携の促進	(1) 連携を生み、育てるための仕組みの整備・強化【重点取組 3 】 (2) 产学連携に取り組みやすい環境づくり【重点取組 4 】
	2) 人材の確保と育成	(1) 事業者・人材のコーディネート機能の強化 (2) 職業能力の向上にむけた支援 (3) 働きやすい職場づくりの促進 (4) 市内事業者の人材育成への支援【重点取組 2 】
	3) 支援機能の充実	(1) 産業支援関連情報の各媒体による提供 (2) 市の産業支援機能の強化と関係機関の連携強化

1 成長を目指す事業者の活力向上

起業・創業の支援には、他の支援機関とも連携して重点的に取り組み、一定の成果があつたと考えます。

付加価値向上の取組を対象とした支援制度は、利用件数が伸びず、目標指標に達しませんでした。高付加価値な事業展開からは売上増や周辺産業への波及効果も期待できることから、取組を誘発する仕掛けを見直し、引き続き支援する必要性が高いと考えます。

企業の立地については、高い交通利便性等の優位性から、物流やデータセンターなど新たな企業の進出が進んでいます。集積を図るバイオ関連企業についても、インキュベーション施設が高い入居率で推移しています。ただし、企業の用地拡大にあたり、市内で適地がなく、市外に流出するケースも見られ、課題と認識しています。

2 市民の快適な暮らしや地域社会を支える機能

目標指標はおおむね達成し、取組については一定の効果があつたと考えます。

新型コロナウイルス感染症の拡大後も、「新しい生活様式」に対応したサービス提供やイベント開催に積極的に取り組む事業者があり、生活利便性やまちの賑わいが保たれています。

一方、消費者の視点では、中心市街地に魅力・活気が少ないという声が多いことから、今後は、創業促進や事業承継など、産業の新陳代謝を進める取組や、一過性ではなく継続的な集客につながる新たな取組に向けた支援の重要性が高まってくると考えられます。

地域商業には、住民のニーズに応え、生活を支える場としての機能も期待されることから、今後も、商店街や意欲ある事業者の連携による取組を誘発・支援することが重要です。

3 産業を活性化させる基礎づくり

産業に関わる様々な連携の促進については、産業振興ビジョン・プランにおいてもその重要性を認識し、取組を展開してきました。大学が多い優位性を活かし、事業者と大学の交流支援にも取り組んできましたが、具体的な連携には至っていません。今後、「つなぐ」仕掛けの見直し、連携による取組実現までのコーディネート機能の強化など、引き続き支援を行うことが必要です。

人材の確保・育成については、新型コロナウイルス感染症の影響も注視した支援の必要性が高くなっています。また、市域では人手不足の事業所が増え、働きやすい職場づくりや人材育成に取り組めないとする事業所も多数ありますが、これらの取組が人手不足の打開策にもなり得ることから、引き続き両側面からの支援が重要となっていきます。

支援機能については、様々な媒体で情報提供に努めていますが、行政施策の認知度は依然として低い結果となっています。

3. 現状と課題を踏まえた今後の支援の方向性

本市の現状と課題の整理・分析を踏まえ、本アクションプランでは以下の3つの支援の方向性を軸として、次章の各取組を展開します。

◆ 暮らしを支える 小規模事業者・商店街を支援します

⇒ 【P. 17 5-1-2 商業の活性化】

現況調査から、小規模事業者の景況悪化の懸念が見られましたが、小規模事業者は限られた経営資源で、消費動向や需要の変化に柔軟に対応することが求められます。しかも、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は深刻化・長期化しており、今後の見通しも困難な状況です。

暮らしに密着した商業・サービス業が衰退すると、生活利便性やまちのにぎわいの低下につながる懸念があります。

そうならないよう、事業の継続・承継や創業を支援して商業機能の向上を図るとともに、市民への認知向上に努め、地域内消費の促進をめざします。

【支援の方向性】

- 魅力ある事業作りに向けた経営の支援
- 事業承継の支援
- まちの魅力や利便性向上に繋がる創業の支援

◆ 企業の成長・発展に向けた、基盤を整備します

⇒ 【P. 19 5-1-3 企業活動への支援】

市内企業においては、生産性の向上や働きやすい職場づくりに取り組む事業所が一定存在する一方で、用地の確保や人材育成など、事業活動の基盤に課題を抱える企業も多く、成長を阻害する一因になっていることが懸念されます。

また、成長ものづくり分野及びライフサイエンス分野といった、本市の主要産業の成長は、他産業への波及や雇用の創出の面で、広く効果が期待できます。

企業の操業・成長を支える基盤を整え、市内における雇用や経済波及の拡大をめざします。

【支援の方向性】

- 事業用地・物件の確保の支援
- 企業を支える人材確保・育成の支援
- 事業の付加価値向上に向けた支援

◆ 連携を促進し、付加価値向上に向けた取組を支援します

⇒ 【P. 21 5-1-4 地域経済の成長を先導する事業者の創出・育成】

連携の推進は、これまででも重点取組に掲げてきましたが、連携実績は多くなく、事業者の関心も高くありません。

産業にかかわる連携は、情報や気づきを得る機会であり、ビジネスパートナーや販路の拡大の契機でもあります。様々な主体との連携が活発に行われることにより、付加価値の高い商品・サービスの開発、ひいては域内での消費拡大が期待できます。

裾野を広げ、より具体的な連携支援に取り組み、連携による新たな取組の実現をめざします。

【支援の方向性】

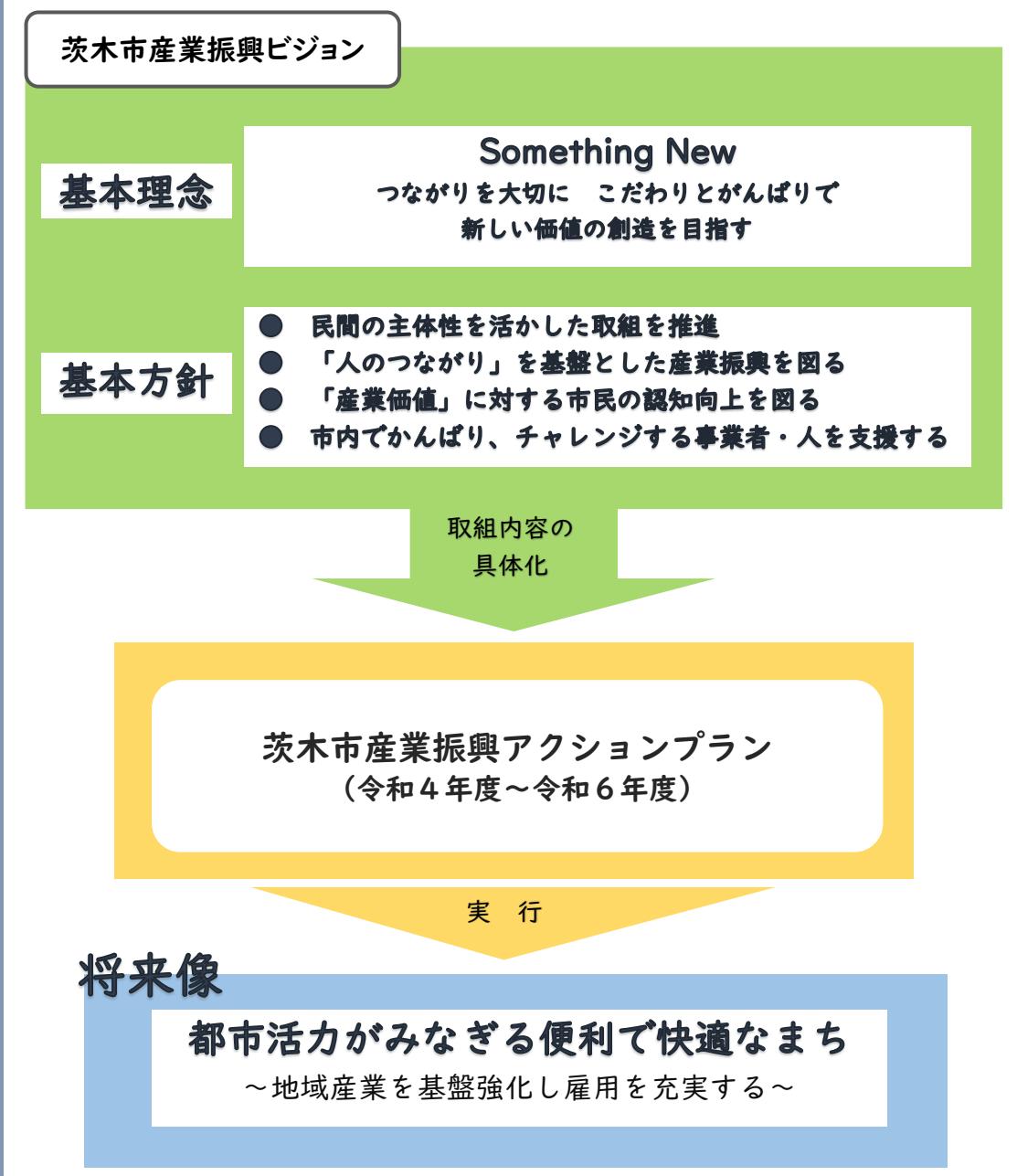
- 事業者間や大学、支援機関とのマッチング機能の強化
- 連携実践に向けた相談窓口の充実
- 情報発信の充実

第4章 第5次総合計画の実現に向けた取組（方向性）と成果指標

1. 本アクションプランの体系

本プランでは、先述の基本理念、基本方針および支援の方向性をもとに、第5次総合計画に位置付ける取組を実施し、「地域産業の基盤強化」と「雇用の充実」をめざします。

【アクションプラン体系図】



2. 第5次総合計画におけるアクションプランの位置づけ

茨木市第5次総合計画

【まちの将来像】 5. 都市活力がみなぎる便利で快適なまち

【施策】 ① 地域産業を基盤強化し雇用を充実する

めざす姿

【施策内の取組】

5-1-2 商業の活性化

5-1-3 企業活動への支援

5-1-4 地域経済の成長を先導する事業者の創出・育成

3. 基本取組と成果指標

総合計画の3つの取組ごとに「めざすべき姿像」の実現に向けた【成果指標】を設定し、そのために必要な【基本取組】を考えました。

総合計画 5-1-2 商業の活性化

【めざすべき姿像】

商店街が、利便性が高く居心地のいい場となり、大型ショッピングセンターと共生しています。また、まちなかに魅力ある商店が集まり、多様なイベントが開催され、楽しみに訪れた人々で賑わっています。

【成果指標】

	令和4年	令和5年	令和6年 (目標値)
商業者による地域支援や地域活性化に向けた取組件数	13件/年	14件/年	15件/年
補助制度等の支援による、新規出店件数	15件/年	17件/年	20件/年

【基本取組】

○商業によるにぎわいの創出

商店街振興に向けた支援	地域住民の生活を支え、利便性の向上やまちのにぎわい創出などに取組む商業団体の取組を支援します。
駅前商業の活性化に向けた支援	まちづくり会社をはじめ、様々な主体と連携し、市民会館跡地の活用や駅前再整備といった新たなまちづくりの動きとも連動した商業の活性化に取り組みます。
活気ある店舗の創出支援	集客力のある魅力的な店舗の創出・継続に向けて、新規出店や事業承継などを支援し、産業の新陳代謝を促進します。

○商業の販売力の向上

商店の認知向上（PR）支援	市民が市内の店舗・商品をより広く知るきっかけづくり、事業者のPR支援等に取り組み、市内での販路拡大につなげます。
付加価値向上・開発促進に向けた支援	市民のニーズ等にマッチする高付加価値な商品・サービスの開発を支援し、事業者の販売力の向上をめざします。
新生活様式に対応した事業展開	新型コロナウイルス感染症の広がりを受け、店舗の感染対策や、ECサイト・オンラインサービスの活用など、社会情勢、生活様式の変化に対応した事業展開を支援します。

総合計画 5-1-3 企業活動への支援

【めざすべき姿像】

市内企業が操業を継続し、発展成長することにより、地域経済が発展しています。

【成果指標】

	令和4年	令和5年	令和6年 (目標値)
巡回訪問での制度周知による各種支援施策の利用件数	80件/年	90件/年	100件/年
先端設備導入計画の認定件数	10件/年	10件/年	10件/年

【基本取組】

○市内企業の定着および経営基盤の強化

人材育成の支援	従業員の自己研鑽やスキルアップに向けたセミナー実施、研修受講費用の助成などを行い、企業活動を支える人材の育成を支援します。
支援策等の情報提供および相談受付	関係機関とも連携し、積極的に事業者に支援策等の情報提供を行います。 また、中小企業経営アドバイザーによる無料相談や事業所訪問を通じて、経営上の課題解決に向けたアドバイスやより専門的な支援機関の紹介等を行います。
経営基盤の強化支援	近年の自然災害の頻発化、新型コロナウィルス感染症の拡大など、非常時でも事業活動を継続できるよう、企業の対応力を高める取組を支援します。
資金繰りの支援	金融機関への預託による事業資金の融資、信用保証協会へ支払う保証料の補助など、中小企業の円滑な資金調達を確保します。

継業（事業承継）に向けた支援	経営者の高齢化や後継者不在などにより、黒字でも廃業せざるを得ない事業所が増える懸念があります。事業所によって要因や課題、解決に向けた支援の内容が異なることから、商工会議所や金融機関など、関係機関と連携して支援に取り組みます。
----------------	--

○事業拡大および生産性向上

新規立地・設備投資の支援	高い交通利便性やライフサイエンス産業の集積など、企業活動に優位な本市の特性を活かし、新たな企業の立地を促進することで、地域経済の活性化と雇用の拡大をめざします。
付加価値向上・生産性向上に向けた支援	新たな設備投資による事業効率化や生産性向上、外部環境の変化に対応する新分野展開や業種・業態転換などを支援し、企業の成長を促進します。
認知向上（PR）支援	市民が市内産業をより広く知るきっかけづくり、展示出展会などのPR・マッチング機会の充実など、認知向上と販路拡大の支援に取り組みます。

総合計画 5-1-4 地域経済の成長を先導する事業者の創出・育成

【めざすべき姿像】

クリエイターや研究者といった知識・技術を持った人材の活躍で、個性あふれる新しい事業が創出されています。また、事業者、大学、地元金融機関、行政や市民が連携し、それぞれの強みを活かして取り組むことに、地域産業の活性化が進んでいます。

特区制度や企業立地促進奨励金などの支援施策により、バイオ関連や環境関連など成長産業の集積が進んでいます。

【成果指標】

	令和4年	令和5年	令和6年 (目標値)
特定創業支援等による創業実現者数	135 件/年	140 件/年	145 件/年
产学連携スタートアップ支援事業を活用した事業の実用化数	累計5件	累計5件	累計8件

【基本取組】

○起業・創業の促進

支援体制の整備・充実	市内での創業を促進するため、商工会議所や金融機関等と連携して、創業に関する相談から、開業、開業後のサポートまで、切れ目のない支援に取り組みます。
創業準備期の支援	起業に向けた準備段階に応じたセミナー や個別相談を行い、起業意識の醸成、実践的な知識の習得、起業時の仲間づくりを促進します。
開業期の支援	経営や販路開拓等についての具体的なアドバイス、開業に要する経費の助成や金融支援など、事業のスタートアップを支援します。
創業後のフォロー	開業後も経営相談などのフォローアップを行い、仲間や取引先を広げる交流促進、

	広報誌等を活用した創業者の PR などに取り組み、市内での事業継続・発展を支援します。
--	---

○交流・連携の促進・基盤強化

事業者連携の推進	関係機関と連携し、積極的・効果的に事業者間の様々な交流を促進するとともに、そこから生まれる新たな取組をサポートする体制を整え、事業活動の活性化につなげていきます。
産学連携の推進	市内・近隣に大学が多い特徴を活かし、事業者と大学・学生との交流促進、マッチング機能の充実を図り、産学連携による商品・サービス開発やまちの活性化につながる取組を推進します。

○成長産業の促進

バイオ関連企業の集積促進	国、大阪府とも連携し、彩都西部地区のライフサイエンスパークにおけるバイオベンチャー企業の育成に取り組むとともに、その集積を活かした産業の波及や競争力の向上をめざします。
成長産業の促進	本市の特性である製造業や医療・医薬品関連等の産業集積を生かし、生産技術力や研究開発力のさらなる高度化をめざすとともに、質の高い雇用の創出や地域内の他産業への経済的波及効果により地域経済の活性化を図ります。

第5章 推進体制のあり方

1. 推進体制の基本的な考え方

- (1) 本プランの推進は、市が中核的役割を担います。
- (2) 関係機関・団体および関係部局との連携に積極的に取り組みます。
- (3) 民間の主体的な取組を誘発し、サポートする体制を構築・強化します。

2. 本プランの推進にあたって市が担うべき役割

(1) 必要な制度や施策の創出

市は本プランを推進するために、必要な制度や施策を創出・運用する役割を担います。

本市の産業やまちの活性化には、民間の主体的な取組の推進が必要になるため、積極的に取り組む事業者を支援する制度や施策を創出し、効果的に運用していくことが市には求められます。

(2) 本プランの検証・評価と見直し

本プランに基づく施策を実施していく上で、各取組の実施状況や、目標への進捗状況等を「産業振興アクションプラン推進委員会」で評価し、年度ごとに基本取組の方向性や進め方などについて見直しを行います。

また同委員会における市民や事業者などの視点を踏まえた活発的な議論を通じ、本プランに関連する施策・取組の効率性や実効性を高めていきます。

(3) 関係機関・団体及び関係部局との積極的な連携

産業やまちの活性化には、国や大阪府、商工会議所、大学、金融機関をはじめとする関係機関や府内の関係部局との連携が必要になります。このような連携は、施策を効果的に推進できるとともに、事業者に必要な経営資源（人材、資金、技術・ノウハウ、情報など）を補強できるメリットがあります。

そのため、市にはそれらの連携をコーディネートしていくことが求められます。

(4) 民間の主体的な取組のサポート

民間の主体的な取組を促進するため、本プランの推進にあたっては、関係者が集まり、議論し、情報共有できる場を継続・拡充し、今後も民間の主体的な取組をサポートしていきます。

参考資料

1. 産業振興アクションプラン改定の体制

産業振興アクションプランの改定にあたっては、学識経験者、市内事業者、市民等から構成される「産業振興アクションプラン推進委員会」で検討を行いました。
構成委員は以下のとおりです。

氏名	所属等
○ 伊津田 崇	中小企業診断士
大岩 賢悟	公募市民
笹井 直木	茨木商工会議所
高石 秀之	茨木商工会議所 工業部会
谷 正之	バイオ・サイト・キャピタル株式会社代表取締役
辻田 素子	龍谷大学 経済学部
西村 庄司	茨木市認定農業者
◎ 野口 義文	立命館大学 産学連携戦略本部
前川 哲司	北おおさか信用金庫
前田 幸子	茨木商工会議所 商業部会
森本 康嗣	公募市民

◎：委員長、○：副委員長

2. 産業振興アクションプラン改定の主な経過

次のような流れで、プランの改定を進めました。

〈令和元年度〉

産業振興アクションプラン改定関連現況調査の実施（7月～10月）



産業振興アクションプラン改定関連現況調査の報告（3月）



〈令和2年度〉

産業振興アクションプラン（後期）推進事業の総括（3月）



〈令和3年度〉

第1回 推進委員会（6月）

改定プランの体系および取組の方向性について検討・協議



第2回 推進委員会（8月）

改定プランの成果指標について検討・協議



第3回 推進委員会（11月）

改定プランの素案の確認・協議



パブリックコメントの実施（1月）



第4回 推進委員会（月）



産業振興アクションプランの改定